

議案第 22 号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市税賦課徴収条例（昭和34年佐倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第133条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。